

# 「最先端・次世代研究開発支援プログラム」審査要領

平成 22 年 5 月 13 日  
独立行政法人日本学術振興会

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」は、総合科学技術会議が、将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対し、支援することを目的として創設した研究支援制度であり、独立行政法人日本学術振興会は公募・審査実施機関となっている。

本プログラムの審査にあたっては、「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成 22 年 2 月 3 日 総合科学技術会議）【別添1】及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム公募・選定等の方針」（平成 22 年 3 月 15 日 総合科学技術会議次世代プログラム運営会議）【別添2】並びに「最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針」（平成 22 年 3 月 15 日文部科学大臣決定）【別添3】（以下「運用基本方針等」という。）を踏まえ、この審査要領に従って行うこととする。

## 1. 審査の基本方針

将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者による柔軟な発想や斬新な手法に基づく独創性や革新性の高いものであって、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、人文・社会科学的側面からの取組を含め、①地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な社会の実現を目指す「グリーン・イノベーション」、又は②生命機能や疾患原因の解明等による健康社会の実現を目指す「ライフ・イノベーション」の推進に貢献する挑戦的な研究課題を選定する。

## 2. 審査の方法

### (1) 審査方法・審査の枠組み

- 1) 審査における具体的な方法や共通の基準等を確認・決定するため、最先端・次世代研究開発支援プログラム審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- 2) 委員会の下に、応募区分ごとに応募研究課題の審査を行うグリーン・イノベーション部会及びライフ・イノベーション部会を置く。
- 3) 各部会には、理工系、生物系、人文社会系の系別委員会を設置し、応募者が選択した系ごとに書面審査及びヒアリング審査を実施する。
- 4) 各部会は、系別委員会の審査結果を踏まえ、合議により、グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションの応募区分ごとに順位付けした審査結果をとりまとめ、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議（以下「運営会議」という。）に提出する。

なお、運営会議は、各部会で順位付けされた審査結果を基に、研究者・研究課題案を作成し、総合科学技術会議はその案に基づき研究者・研究課題を決定する。

## (2) 審査の手順

### 1) 書面審査

系別委員会の審査委員は、「(3) 審査に当たっての着眼点」、「(4) 審査における留意点」、「3. (1) 審査委員の留意事項」を踏まえ、別途定める審査基準にしたがって、書面審査を実施する。

### 2) ヒアリング対象課題の選定

系別委員会は、1) 書面審査における結果に基づき、合議により、ヒアリング対象課題を選定する。

この場合の各系別委員会におけるヒアリング対象課題選定数については、総合科学技術会議が決定する支援件数(約300件)に、応募総数のうち当該系別委員会が審査を担当する課題数の比率を乗じた件数の1.5倍程度とする。

また、ヒアリング対象課題の選定にあたっては、研究者・研究課題の選定に際しての考慮事項である地域性及び研究者の性別に配慮するものとする。

### 3) ヒアリングの実施

#### ①ヒアリング

系別委員会は、選定した研究課題について、研究計画調書、追加説明資料等を基に、別途定めるヒアリング実施要領にしたがって、ヒアリングを行う。

#### ②審査結果のとりまとめ

各系別委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の評価結果に基づき、合議により、系別委員会ごとに優先順位を付した審査結果をとりまとめる。

### 4) 応募区分全体の審査結果のとりまとめ

各部会は、各系別委員会の審査結果を踏まえ、グリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションの応募区分全体について、部会ごとに優先順位を付した審査結果をとりまとめる。

その際、提案毎の適切な配分額を検討するとともに、地域の特色を活かした提案であると認められるものについては、特色の内容及び重要性を特記する。

なお、運営会議は、各部会で順位付けされた審査結果を基に、研究者・研究課題案を作成し、総合科学技術会議はその案に基づき研究者・研究課題を決定する。

## (3) 審査に当たっての着眼点

運用基本方針等を踏まえ、以下の点について審査を行う。

### 1) 研究者の研究遂行能力・将来性

- これまでの研究成果や研究活動等の内容から、将来、世界をリードしうる卓越した業績を上げる潜在的可能性が見受けられるか。
- 自己の責任で主体的に研究を進める体制

例えば、大学等に所属する研究者の場合、

- ・固有の研究スペースを有していること
- ・学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること
- ・自己の研究に係る論文については、責任著者の立場であること
- ・自己の責任と権限により、使用することが可能な研究費を有していること 等

が確立されているか、もしくは確立される予定であるか。

## 2) 研究課題の視点・アイデアの斬新性、独創性

- 柔軟な発想や手法等に基づく、斬新性や独創性や革新性の高い研究課題であるか。
- これまでの学界の常識等にとらわれない挑戦的な研究課題であるか。

## 3) 研究目的・計画の実現可能性・妥当性

- 研究計画や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られているか。
- 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備、研究資料、支援体制等の研究環境は整っているか。
- 応募額の規模が研究を実施する上で適切であるか。

## 4) 研究成果の波及効果(世界への貢献度、イノベーションへの発展性)

- 当該研究分野における重要な研究課題であり、世界をリードする成果が期待できるか。
- 新たな科学・技術を創造し、幅広い分野の研究を進展させるなど、我が国の科学・技術の発展への寄与が期待できるか。
- 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出、革新的技術の戦略的な推進、研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換等によりイノベーションの推進に寄与するものであるか。
- グリーン・イノベーションにおいて、地球温暖化を克服し、持続的発展が可能な社会の実現を目的とし、多様な科学・技術革新及び社会革新を目指した挑戦的な研究開発であるか。
- ライフ・イノベーションにおいて、生命機能や疾患原因の解明等の健康社会の実現を目的とした先端的な研究開発であるか。

## (4) 審査における留意点

- 1) 上記の「(3) 審査に当たっての着眼点」のほか、研究者・研究課題の地域性や応募研究経費の妥当性についても評価する。
- 2) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて考慮する。
- 3) ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)に係る研究課題については、法令遵守等への対応を考慮する。

### 3. その他

#### (1) 審査委員の留意事項

##### 1) 利害関係者の排除

審査委員が、審査する研究課題に応募した研究者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合には、審査に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

##### 2) 参考情報の取扱い

審査委員は、応募研究課題の内容に応じた専門家による書面レビューの結果を審査の参考とすることができる。

##### 3) 秘密保持

- ① 審査委員は、審査(書面審査を含む)の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 審査委員として取得した情報(応募書類等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### (2) 開示・公開等

1) 審査結果については、審査手続き終了後、内閣府から、速やかに応募者に所属研究機関を通して通知するとともに、公表する。

その際、不採択となった研究課題の応募者に対しては、不採択理由及び不採択研究課題の中でのおおよその順位も通知する。

2) 審査委員の氏名、所属機関及び役職名については、審査手続き終了後、内閣府において公表する。

3) 審査結果等の内容については、日本学術振興会ホームページにおいても公開する。

## 最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針

平成 22 年 2 月 3 日  
総合科学技術会議

総合科学技術会議は、第 86 回総合科学技術会議(平成 21 年 12 月 3 日)において、平成 21 年度一般会計補正予算(第 1 号)に計上された先端研究助成基金(以下、「基金」という。)に係る運用を見直し、基金のうち 500 億円を新たな支援策に充てることを決定したことに基づき、当該支援策の名称を「最先端・次世代研究開発支援プログラム」(以下、「プログラム」という。)とし、プログラムに係る運用に関して以下の基本方針を決定する。

### 1. プログラムの目的

プログラムは、将来、世界の科学・技術をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対する研究支援制度を創設し、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、「新成長戦略(基本方針)」(2009 年 12 月 30 日 閣議決定)において掲げられた政策的・社会的意義が特に高い先端的研究開発を支援することにより、中長期的な我が国の科学・技術の発展を図るとともに、我が国の持続的な成長と政策的・社会的課題の解決に貢献することを目的とする。

### 2. プログラムの内容

- (1) 我が国の科学・技術の発展を強力に推進するためには、将来の活躍が期待される若手研究者、女性研究者又は地域の研究機関等で活動する研究者の潜在的な人材力の発揮が不可欠であることから、プログラムでは、
- ① 自己の責任において主体的に研究開発を進めることが可能な若手研究者又は女性研究者を対象とするとともに、
  - ② 支援の対象となる研究者・研究課題は、研究者の性別並びに研究者及び研究内容の地域性を考慮して決定する。
- (2) 我が国が持つ強みを活かした持続的な成長を図るため、プログラムでは、
- 新たな科学的・技術的知見の「発掘」
  - 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出
  - 革新的技術の戦略的な推進
  - 研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換、等

によるグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションを推進するものとする。

このため、プログラムでは、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、人文・社会科学的側面からの取組を含め、以下の2主題に貢献する挑戦的な研究課題を幅広く対象とする。

その際、研究課題の視点・アイデアの斬新性、実現可能性や研究成果の世界への貢献度等を重視する。

#### ① 科学・技術によるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションでは、環境・資源・エネルギー・食料分野にこだわることなく、基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

#### ② 科学・技術によるライフ・イノベーションの推進

ライフ・イノベーションでは、生命機能や疾患原因の解明等の基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、健康社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

### 3. プログラムの進め方

#### (1) プログラムの実施体制

- ① 本基本方針の他、プログラムの運用に関して必要な事項は、科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法(平成11年法律第89号)第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者により「次世代プログラム運営会議」(以下、「運営会議」という。)を開催し、決定する。運営会議における検討状況は、適宜総合科学技術会議に報告する。
- ② 研究者・研究課題は、独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)による公募及び審査、並びに運営会議による検討を経て総合科学技術会議が決定する。
- ③ 研究開発の実施に当たっては、本基本方針その他プログラムに関して決定される事項に基づく文部科学大臣の指示を受けて、振興会が基金の交付を決定し、出納を管理するとともに、研究開発を進捗管理する。
- ④ プログラムに係るフォローアップ及び評価は、運営会議が実施する。
- ⑤ 運営会議の活動に係る事務は、内閣府科学技術政策担当部局が担当する。

#### (2) 公募及び選定

- ① 振興会は、本基本方針その他プログラムに関して決定される事項に基づき文部科学大臣の指示を受けて、研究者・研究課題の公募及び審査を実施し、研究者・研究課題候補を取りまとめる。
- ② 運営会議は、振興会が取りまとめた研究者・研究課題候補について検討を行い、研究者・研究課題の決定案を作成する。
- ③ 総合科学技術会議は、研究者・研究課題を決定するとともに、研究者・研究課題に係る事項を取りまとめ、文部科学大臣に意見具申を行う。

#### (3) 必要経費の助成及び研究開発の実施

- ① 文部科学大臣は、総合科学技術会議からの意見具申を振興会に伝達し、振興会は、意見具申に基づいて研究者に必要な経費を助成する。
- ② 振興会は、プログラムの目的が十分に達成されるよう、研究開発を適切に進捗管理する。

#### (4) フォローアップ及び評価

- ① 運営会議は、毎年度、振興会から基金の管理状況について報告を受け、フォローアップを行い、当該内容を総合科学技術会議に報告する。
- ② 運営会議は、研究開発開始後2年度経過時を目途に、研究開発の中間評価を実施するとともに、研究開発終了後に事後評価を実施し、評価結果を総合科学技術会議に報告する。

## 最先端・次世代研究開発支援プログラム公募・選定等の方針

平成 22 年 3 月 15 日  
総合科学技術会議  
次世代プログラム運営会議

次世代プログラム運営会議(以下「運営会議」という。)は、最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下「プログラム」という。)の公募・選定等に関して、以下の方針を決定する。

### 1. 対象の詳細な要件

- (1) 研究者の年齢に係る要件は、以下のとおりとする。ただし、女性研究者については、この限りでない。

平成 22 年 4 月 1 日現在

- ① 次の②、③、④を除く研究者 : 満 45 歳以下
- ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者  
: 満 46 歳以下
- ③ 法律(医師法(平成 12 年の法改正前)、歯科医師法又は獣医師法)に定める臨床研修を修了した者で、医学(次の④を除く)、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者 : 満 47 歳以下
- ④ 医師法(平成 12 年の改正法)により義務づけられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者  
: 満 48 歳以下
- ⑤ 育児休暇を取得した者については、取得期間に関わらず、①から④の上限年齢を2歳引き上げる。

- (2) 自己の責任で主体的に研究を進めることができる研究者であることの確認は、例えば、大学等に所属する研究者の場合
- ・ 固有の研究スペースを有していること
  - ・ 学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること
  - ・ 自己の研究に係る論文については、責任著者の立場であること
  - ・ 自己の責任と権限により、使用することが可能な研究費を有していること
- 等を審査において判断することにより行う。

### 2. 評価の観点

評価の観点として、以下の2点を重視する。

- これまでの論文等の内容から将来の活躍が期待されること
- 研究課題の視点・アイデアが斬新であること

### 3. 選定体制

#### (1) 総合科学技術会議による研究者・研究課題の決定

総合科学技術会議は、運営会議が作成した研究者・研究課題決定案に基づき、研究者・研究課題を決定する。

#### (2) 運営会議による研究者・研究課題決定案の作成

運営会議は、公募・審査実施機関の審査結果を基に、以下の手順で研究者・研究課題決定案を作成する。

- ① 公募・審査実施機関による審査結果の妥当性を確認。
- ② 審査結果において上位一定割合に含まれる提案を抽出。
- ③ ②以外の提案について、審査結果の高いものから順に、女性研究者からの提案及び地域の特色を活かした提案を優先的に抽出することとし、各都道府県の提案が最低1件は含まれるよう配慮する。

#### (3) 公募・審査実施機関による審査作業

公募・審査実施機関(独立行政法人日本学術振興会)は、以下の手順により、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションとを区分し、それぞれにおいて順位付けされた審査結果をとりまとめる。

- ① 公募・審査実施機関において
  - グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションに共通な審査手順とすること
  - 重視する評価の観点(研究者の将来性、研究課題の視点・アイデアの斬新さ)を踏まえた審査項目とすること
  - 民間の有識者を含めた専門家による審査体制を構築することを含めた適切な審査方式を定め、審査を開始するにあたり、あらかじめ審査方式について運営会議の了承を得ることとする。
- ② 公募・審査実施機関は、定めた審査方式に基づき、提案の審査を行う。その際、提案毎の適切な配分額を検討するとともに、地域の特色を活かした提案であると認められるものについては、特色の内容及び重要性を特記する。

#### (4) 選定過程における透明性の確保

プログラムの透明性を確保するため、公募・審査実施機関から必要な情報の提供を受けつつ、内閣府において以下の内容を公表する(①～③は、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションとに区分)。

- ① 公募受付終了時に、応募件数
- ② 審査終了後に、公募・審査実施機関において審査に関与した全ての審査員の氏名、所属機関名及び役職名

③ 研究者・研究課題決定後に、選定結果に係る以下の事項

- 採択件数及び不採択件数
- 採択された研究者の氏名、所属機関名及び役職名
- 採択された研究課題の課題名及び配分額

④ 運営会議開催後に、運営会議の議事概要

また、内閣府は、公募・審査実施機関から必要な情報の提供を受けつつ、不採択となった提案の応募者に対し、不採択である旨の他、不採択理由及び不採択提案中におけるおよその順位を通知する。

#### 4. 経費の執行

経費の執行は、以下の事項に適合するよう行うものとする。

- (1) 直接経費の使途は、物品費、旅費、謝金、人件費(研究者、研究支援者及び研究補助者)、施設等の借料、会議開催費、機器・器具等のレンタル・購入等、研究開発の実施に直接必要なものとする。研究開発施設を整備するための支出は認めない。
- (2) 間接経費の執行等に関しては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日最終改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)によることとし、間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額とする。
- (3) 直接経費の費目は、「物品費」「旅費」「謝金・人件費等」「その他」に区分し、各費目間における流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ50%の範囲内であれば、公募・審査実施機関への手続きを経ることなく行うことができる。
- (4) 研究目標以外の研究計画の変更は、研究者の判断により行うことができるとし、研究計画の変更等に伴い発生した未使用の助成金は、最終年度を除き、返還することなく引き続き翌年度に使用できることとする。

#### 5. その他

本方針、「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成22年2月3日 総合科学技術会議)及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム骨子」(平成21年1月21日 科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員との会合合意)に定めることのほか、プログラムの実施に必要な事項は、これらの文書その他運営会議が作成する文書、並びにこれらに基づき内閣府が作成する文書と整合を図りつつ、公募・審査実施機関が定めることとする。

## 最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る 先端研究助成基金の運用基本方針

平成22年3月15日  
文部科学大臣決定

「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成22年2月3日総合科学技術会議)を踏まえ、最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に係る先端研究助成基金の運用基本方針を以下のとおり定める。

### 1. プログラムの目的

プログラムは、将来、世界の科学・技術をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対する研究支援制度を創設し、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、「新成長戦略(基本方針)」(2009年12月30日閣議決定)において掲げられた政策的・社会的意義が特に高い先端的研究開発を支援することにより、中長期的な我が国の科学・技術の発展を図るとともに、我が国の持続的な成長と政策的・社会的課題の解決に貢献することを目的とする。

### 2. 対象とする研究者

我が国の科学・技術の発展を強力に推進するためには、将来の活躍が期待される若手研究者、女性研究者又は地域の研究機関等で活動する研究者の潜在的な人材力の発揮が不可欠であることから、プログラムでは、対象とする研究者の要件を以下のとおりとする。

(1) プログラムへの応募が可能な研究者は、平成22年4月1日時点で以下の年齢であること。ただし、女性研究者については、この限りでない。

- ① 次の②、③、④を除き満45歳以下の研究者
- ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者  
： 満46歳以下
- ③ 法律(医師法(平成12年の法改正前)、歯科医師法又は獣医師法)に定める臨床研修を修了した者で、医学(次の④を除く)、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者  
： 満47歳以下
- ④ 医師法(平成12年の改正法)により義務づけられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者  
： 満48歳以下

⑤ 育児休暇を取得した者については、取得期間に関わらず、①から④の上限年齢を2歳引き上げる。

(2) 自己の責任で主体的に研究を進めることが可能な研究者であること。

例えば、大学等に所属する研究者の場合、

- ・ 固有の研究スペースを有していること
  - ・ 学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること
  - ・ 自己の研究に係る論文については、責任著者の立場であること
  - ・ 自己の責任と権限により、使用することが可能な研究費を有していること
- 等

### 3. 対象とする研究

我が国が持つ強みを活かした持続的な成長を図るため、プログラムでは、

- ・ 新たな科学的・技術的知見の「発掘」
- ・ 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出
- ・ 革新的技術の戦略的な推進
- ・ 研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換

等によるグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションを推進するものとする。

このため、プログラムでは、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、人文・社会科学側面からの取組を含め、以下の2主題に貢献する挑戦的な研究課題を幅広く対象とする。

その際、研究課題の視点・アイデアの斬新性、実現可能性や研究成果の世界への貢献度等を重視する。

#### (1) 科学・技術によるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションでは、環境・資源・エネルギー・食料分野にこだわることなく、基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

#### (2) 科学・技術によるライフ・イノベーションの推進

ライフ・イノベーションでは、生命機能や疾患原因の解明等の基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、健康社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

### 4. 支援規模及び支援件数

プログラムの支援規模及び支援件数は以下のとおりとする。

- (1) 代表研究者1人に対して支援(研究グループでの実施は可)する。
- (2) 間接経費を含め、年間5千万円、4年間で2億円を上限とする。ただし、支援規模は、上限額にとらわれず、研究課題の内容に見合ったものとする。
- (3) 支援件数は300件を目安とするが、個々の提案の内容に応じて柔軟に対応する。
- (4) 採択件数に占める女性研究者の割合は、30%を目標とする。

## 5. 公募及び選定

(1) 日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、本運用基本方針を踏まえ、研究者・研究課題の公募を行う。なお、公募にあたっては、以下の点について留意する。

- ① プログラムは、最先端研究開発にふさわしい提案を採択するとの前提のもと、アフーマティブ・アクションが必要であるとの認識に立って実施する旨、公募要領等に明記する。
- ② プログラムへの応募段階において他の研究費による研究開発を辞退することは求めないが、研究費の重複排除を徹底するため、プログラムに採択された場合は、プログラムによる研究開発又は他の研究費による研究開発のいずれかを選択するものとする。

(2) 振興会は、以下の手順により、応募のあった研究課題について、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションとを区分し、それぞれにおいて順位付けされた審査結果をとりまとめ、文部科学大臣を通じて総合科学技術会議次世代プログラム運営会議(以下「運営会議」という。)に提出する。

- ① 振興会において、
  - a グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションに共通な審査手順とすること
  - b 重視する評価の観点(研究者の将来性、研究課題の視点・アイデアの斬新さ)を踏まえた審査項目とすること
  - c 民間の有識者を含めた専門家による審査体制を構築することを含めた適切な審査方式を定め、審査を開始するにあたり、あらかじめ審査方式について文部科学大臣を通じて運営会議の了承を得ることとする。
- ② 振興会は、定めた審査方式に基づき、提案課題の審査を行う。その際、提案毎の適切な配分額を検討するとともに、地域の特色を活かした提案であると認められるものについては、特色の内容及び重要性を特記する。

(3) 選定過程における透明性の確保

振興会は、プログラムの透明性を確保する観点から内閣府が公表する以下の内容について、必要な情報提供を行うものとする(①～③は、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションとに区分)。

- ① 応募件数
  - ② 振興会において審査に関与した全ての審査員の氏名, 所属機関名及び役職名(公表は審査終了後)
  - ③ 選定結果に係る以下の事項
    - a 採択件数及び不採択件数
    - b 採択された研究者の氏名, 所属機関名及び役職名
    - c 採択された研究課題の課題名及び配分額
- なお, 内閣府では, 不採択となった提案の応募者に対し, 不採択である旨の他, 不採択理由及び不採択提案中におけるおよその順位を通知することから, そのために必要な情報提供にも協力するものとする。

## 6. 必要経費の助成及び附帯する業務

- ① 振興会は, 文部科学大臣の指示に基づいて研究者に必要な経費を助成する。
- ② 振興会は, プログラムの目的が十分に達成されるよう, 研究開発を適切に進捗管理する。

## 7. 経費の執行

経費の執行は, 以下の事項に適合するよう行うものとする。

- (1) 直接経費の使途は, 物品費, 旅費, 謝金, 人件費(研究者, 研究支援者及び研究補助者), 施設等の借料, 会議開催費, 機器・器具等のレンタル・購入等, 研究開発の実施に直接必要なものとする。研究開発施設を整備するための支出は認めない。
- (2) 間接経費の執行等に関しては, 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 21 年3月 27 日最終改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)によることとし, 間接経費の額は, 直接経費の 30%に相当する額とする。
- (3) 直接経費の費目は, 「物品費」「旅費」「謝金・人件費等」「その他」に区分し, 各費目間における流用は, 各年度予算額の総額のそれぞれ 50%の範囲内であれば, 振興会への手続きを経ることなく行うことができる。
- (4) 研究目標以外の研究計画の変更は, 研究者の判断により行うことができることとし, 研究計画の変更等に伴い発生した未使用の経費は, 最終年度を除き, 返還することなく引き続き翌年度に使用できることとする。

## 8. フォローアップ及び評価

- (1) 振興会は, 毎年度, 先端研究助成基金の管理状況について文部科学大臣を通じて総合科学技術会議に報告する。
- (2) 振興会は, 研究者に対し, 研究開発開始後2年度経過時を目途に, 研究開発の中間評価を実施するとともに, 研究開発終了後に事後評価を実施し,

運営会議の評価を受けなければならないことを指示する。

## 9. その他

本運用基本方針及びこれとは別に必要に応じて文部科学大臣が定めることのほか、先端研究助成基金の運用に関し必要な事項は、これらと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。